

【年度末労働災害防止月間】

3月1日から31日までの1ヶ月間、建設業年度末労働災害防止強調月間になっています。年度末で公共工事の完工時期を迎えているため、工事が輻輳し、作業間の連絡調整の不足、作業指揮の不徹底などにより安全管理が不十分になりがちと思われますので、不安全行動による災害防止の徹底をはかって下さるようお願い致します。

作業変更時の連絡調整、作業指示等の再徹底
安全帯等保護具の使用

「近道・省略行為」の禁止

送り出し教育、新規入場者教育等の安全衛生教育の実施

作業員の健康状態の把握と心身両面にわたる健康づくりの実施

「危険予知運動」「ヒヤリハット運動」「ひと声かけあい運動」「グーパー運動」等の積極的な実施



郡山労働基準監督署管内での建設業の労災発生状況

	平成20年			平成19年			対前年比	
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率
土木工事	2	17	19	0	15	15	4	26.7%
建築工事	1	29	30	2	33	35	-5	-14.3%
その他工事	0	9	9	0	7	7	2	28.6%
計	3	55	58	2	55	57	1	1.8%

【転倒災害及び腰痛に注意】

冬期間は、積雪等により作業場所や通路が濡れたり凍ったりするため、転倒災害が発生しやすくなります。また気温の低下により、腰部の筋肉が緊張するため、ちょっとした動作で腰部の筋肉を痛め、腰痛が発生しやすくなります。

(転倒災害対策)

作業開始前に作業場所や通路を巡視し、凍結部分に滑り止め対策を講じる
靴は、靴底に溝のついたものを使用する
屋内に入るときは、靴底をよく拭いてから入る

(腰痛対策)

作業開始前に腰部のストレッチをゆっくり行い筋肉の緊張をほぐす
作業中は防寒着やカイロを使用したり、暖を取れるよう暖房設備を設ける
重量物を持ち上げるときは、中腰ではなく下半身全体を使って持ち上げる
中腰、ひねり、前かがみ、体をそらすなどの不自然な姿勢、急激な動作を取らない

【インフルエンザに注意】

県内でまだ猛威を振るっていますインフルエンザですが、社内ではまだインフルエンザにかかった人が出ておりません。年度末に向けて人手不足になりますから、インフルエンザにかかった人は、無理をせずに早めに治療し休養してください。他の人にうつさないように心掛けて頂きたいと思えます。インフルエンザは予防が大事ですから、別紙のインフルエンザ対策を参考にしてください。

予防は、手洗い、うがい、マスク、毎年のワクチン接種、日々の健康管理です。



日頃から家庭で行える新型インフルエンザ対策

～ウィルスを周囲にまき散らさないことが大切です。～

咳やくしゃみをするときは・・・

インフルエンザの流行期にはマスクをしましょう。そして大き目のハンカチやティッシュ、ビニール袋を持ち歩き、咳やくしゃみが出そうになったら周囲の人から1メートル以上離れ、顔をそむけてハンカチやティッシュにして、そのティッシュは、ビニール袋などに入れてからゴミ箱に捨てるか、持ち帰りましょう。又、周囲に咳やくしゃみをしている人がいたら、マスクをするようおすすめしましょう。



新型インフルエンザが大流行した時、この習慣を実行することで、感染の拡大を大幅に阻止できます。

手をよく洗いましょう

帰宅時、食事・調理の前、くしゃみをしたり鼻をかんだりした後は、流水と石鹸で手をよく洗いましょう。流水が使えない場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使いましょう。この習慣も、自分をウイルス感染から守るのに非常に有効であり、感染の拡大を大幅に阻止できます。

頻繁に触るものは消毒しましょう

ドアノブや冷蔵庫のハンドル、パソコンのキーボードやマウス、電話、蛇口など家庭で頻繁に手に触れるものは次亜塩素酸ナトリウム(商品名:ハイター等でも可)を薄めた溶液で消毒しましょう。

人ごみはさけましょう

インフルエンザの流行期には特別の事情がない限り、人ごみの多いところはさけましょう。又、体調の悪いときは家で休み、外出しないようにしましょう

毎年インフルエンザワクチンの予防接種を受けましょう

現在のインフルエンザワクチンは、新型インフルエンザには効果が無いとされていますが、最近の研究では毎年、ワクチンを接種すると、インフルエンザに対して抵抗力が高まり、死亡者を少なくすることができるといわれています。

インフルエンザの症状がある場合は・・・

仕事、学校などを休み、少なくとも1週間は自宅療養しましょう。又、料理することはさけましょう。

病気のひととの濃厚接触はひかえましょう

風邪やインフルエンザにかかった人が治るまでは(発熱後7日間程度)、抱きしめるなどの濃厚な接触はひかえましょう。

鳥インフルエンザの発生地域へ旅行する場合は・・・

国は流行地への渡航を制限していませんが、現地で鶏や鶏のフンなどで汚染されたものに直接触れたり、鶏舎を訪問することは絶対にさけましょう。また、生きた鳥を売っている市場に近づいたり、鳥に直接触れないようにしましょう。